



SJAC 9104-1 適用に伴う補足規定について

日頃より航空宇宙ならびに防衛産業界の品質マネジメントシステム認証制度運用にご理解とご協力いただきましてありがとうございます。

さて、IAQG(国際航空宇宙品質グループ)が航空宇宙品質マネジメントシステム規格の認証基準として制定致しました9104-1規格に基づき、2012年2月24日にSJAC 9104-1が発行され、各関係機関殿におかれましてもIAQGより公開されております9104-1への移行に関する補足規定(SR002)に基づき、SJAC 9104-1への移行の準備を進めていただいておりますことと存じます。

一方、国内の認証基準としては、SJAC 9104Pre、SJAC 9104-2及びSJAC 9104-3に基づき、これまで日本固有の規定を含め、SJAC 9010、SJAC 9011及びこれらに関連するJRMC文書にて運用してきておりますが、今回、SJAC 9104-1への移行に伴い重複部分の多い基準の運用継続は非効率となるため、SJAC 9010、SJAC 9011の更新及び適用はおこなわない事になりました。

そこで、IAQGが制定した9104、9104-2及び9104-3のそれぞれの規格では対応していない日本固有の規定及びIAQGから公表されておりますResolution Logの内容につきましては、これまで対応してきました、SJAC9010、SJAC9011及び関連するJRMC文書に代わるものとして添付の補足規定を設定致しましたので、各関係機関におかれましては、SJAC 9104-1、SJAC 9104-2、SJAC 9104-3及び本補足規定により適切な運用を実施していただきますようよろしくお願い致します。

記

附属書1: SJAC 9104-1 補足規定

附属書2: SJAC 9104-2 補足規定

附属書3: SJAC 9104-3 補足規定

附属書4: SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験
審査員向けIAQG認可基礎研修コースの要求事項

注記1: JRMC11-018に基づき運用しております、AQMS 審査員基礎研修コースの要求事項につきましては現行のSJAC 9104-3の規定とは異なる部分が多いため、9104-3の次回改定版発行まで新たに制定する附属書4に基づく運用と致しますのでその点、充分注意をお願い致します。

注記2: 従来のSJAC9010C 付帯文書A「航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)運営要領」及び付帯文書C「JRMCによる認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員評価登録機関及び研修提供者承認機関に対する監視活動要領」につきましては、JRMCの内規として制定しIAQGウェブにて公開文書として運用する予定です。

注記3: 本文書(初版)発行時点で既にJRMCよりSJAC 9104-1への移行について承認を得ている、あるいは移行のための確認審査を2012年11月末までに受審予定の認定機関及び審査員資格証明/研修提供者承認機関、並びに認定機関よりSJAC 9104-1への移行について認定を受けている、あるいは移行のための認定審査を2012年11月末までに受審予定の認証機関におかれましては、適用の確認のため、2012年12月末までに本文書の規定を反映した証拠(手順等)を認定機関及び審査員資格証明/研修提供者承認機関はJRMCに、認証機関は認定機関にそれぞれ提出願います。

以 上

SJAC9104-1 補足規定

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
1	3.18	<p>IAQG セクター International Aerospace Quality Group (IAQG) Sector] 特定の地理的区域(すなわち, アメリカ, ヨーロッパ, アジア・パシフィック)内のメンバーによって構成される, IAQG の支部。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては一般社団法人 日本航空宇宙工業会 (SJAC : The Society of Japanese Aerospace Companies)に事務局を置く, 航空宇宙品質グループ(JAQG: Japan Aerospace Quality Group)がある。また, この規格において, JAQG 事務局のIAQG-OASISデータベース管理者がIAQG-OASISへの認証に関する情報の登録を行う。</p>
2	5.3.7 b)	<p>CB の認定が一時停止又は取消された場合には, AB は 5 稼働日以内に, 認証機関管理委員会(CBMC)又はセクター管理委員会(SMS)に通知しなければならない。AB, CBMC 又は国内航空宇宙業界団体(NAIA)は, CB の認定の状態についての変更を反映するために, 10 稼働日以内に OASIS データベースをアップデートしなければならない。AB は, 取消しがあったことと取消した理由を, IAQG に承認されている他のすべての AB に伝達しなければならない。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内においては, OASIS データベースのアップデートは JAQG 事務局により実施されるため, 認定機関は 5 稼働日以内に JAQG 事務局のIAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから 5 稼働日以内にアップデートを完了しなければならない。</p>
3	6.7 i)	<p>CB は, データベース内の組織の窓口情報, 組織に関連するOASIS 利用者, データベース内での組織の審査結果への外部からのアクセス, 及びOASIS データベースフィードバック(箇条14 参照)を管理するため, CB の依頼者がOASIS データベース管理者を設置することを確実にしなければならない。 初回審査時に, CB の依頼者によってOASIS データベース管理者が特定され, OASIS データベースに登録されていなければならない。CB は, すべてのサーベイランス及び再認証審査の際に, 認証された組織の現在の OASIS データベース管理者が特定されていることを検証しなければならない。CB は, 依頼者がOASIS データベース管理者を維持していない場合には, 認証サイクルの期間中に認証を一時停止してもよい, 若しくは, 再認証の認証文書の発行を遅らせてもよい。</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>CB は, 新規の認証取得予定組織の場合は初回認証審査の第 2 段階審査に入る前に CB の依頼者が OASIS データベース管理者を設置することを確実にしなければならない。</p>

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
4	8.3.8	同一の審査チームリーダーは、依頼者(受審組織)につき、最大2回の連続した認証サイクルまでと制限されなければならない。1回の認証サイクル後で、支援する航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)審査員をローテーションする(入れ替える)ことが推奨される。	<p>以下を追加する。(Resolution Log No.96 の反映)</p> <p>9104-1 移行に関して、8.3.8 項は過去に遡って適用する。審査チームリーダーが特定の依頼者について2回連続した認証サイクルで審査チームリーダーを担当している場合は、認証機関は9104-1への移行後は、当該審査員を次回の再認証審査のチームリーダーの役割から外さなければならない。</p> <p>注記:この規定は認証機関によって9104-1の実施後に進行している審査にのみ影響を与えるが、審査員が2回以上連続した認証サイクルでチームリーダーを担当していても当該審査員により実施された組織の認証文書あるいは過去の審査への影響はない。</p> <p>審査員が特定の依頼者について2回の完全に連続した認証サイクルにおいてチームリーダーとして審査を実施しており、既にチームリーダーの役割から外れている場合は、当該審査員はその特定の依頼者について次回の再認証審査(即ち、3年間の完全な一回の認証サイクル後)まで審査チームリーダーとして任命されてはならない。</p>
5	8.5 a)	最終会議の場で、審査チームリーダーは、最低限、SJAC 9101 に従って文書化された該当する不適合報告書(NCR)を受審組織に提供しなければならない。審査チームリーダーは、最終会議後2週間以内に、SJAC 9101 で規定された審査報告書と附属の様式を使用して、完成した審査報告書を受審組織に提示しなければならない。	<p>以下を追加する。(Resolution Log No.95 の反映)</p> <p>最終会議で審査チームリーダーは少なくとも9101規格に従い文書化された該当するNCR及びそのNCRに関連するPEARを組織に提供しなければならない。</p>
6	8.5 c)	認証の決定を含む審査では、CBは、認証文書の発行日から30日以内に必要なデータをOASISデータベースに入力する責任を持たなければならない。他のすべての審査では、CBは、現地訪問した日付から90日以内に、必要なデータをデータベースに入力しなければならない。このデータベースへの入力は、IAQG セクター又は航空宇宙業界団体(NAIA)が決定した取り決めに従って、CBが直接又はセクター管理委員会(SMS)を通して行うことが可能である。このOASISデータベースへ入力すべき情報は、附属書Cに定義されている。	<p>以下を追加する。(Resolution Log No.90 の反映)</p> <p>日本国内においては、OASIS データベースへの入力はJAQG 事務局により実施されるため、CBは、認証の決定を含む審査では、認証文書の発行日から20日以内に必要データをJAQG 事務局のIAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから10日以内にデータベースへの入力を完了しなければならない。</p> <p>他のすべての審査では、現地訪問した日付から80日以内に、必要データをJAQG 事務局のIAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから10日以内にデータベースへの入力を完了しなければならない。</p> <p>OASIS データベースに情報(例えば、窓口担当者情報、9101 審査結果概要、認証範囲等)をインプットする全ての関係者は英語により実施しなければならない。</p> <p>注記:OASIS に掲載される、他の9101の審査報告書様式、その他の様式や正処置については英文を要求されない。</p>

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
7	8.7	<p>認証の喪失 認証機関(CB)は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)規格の認証を一時停止又は取消した際に OASIS データベースがアップデートされるよう取り決めなければならない。この取り決めによるアップデートは、組織の認証の状態についてのいかなる変化も反映させるため、暦日 14 日以内に CB によって行われなければならない。</p>	<p>以下を追加する。 日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、認証機関(CB)は、組織の航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)規格の認証を一時停止又は取消した際は、暦日7日以内に必要な情報を JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。事務局は受領してから暦日7日以内にアップデートを完了しなければならない。</p>
8	10.3 b)	<p>・承認の通知を受け次第、AAB は、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、AQMS 審査員へ承認の通知をしなければならない。</p>	<p>以下を追加する。 日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、AAB は承認の通知を受け次第、適切なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。</p>
9	11.3 e)	<p>TPAB は、TP 承認後、適切なデータを OASIS データベースにアップロードし、TP へ承認の通知をしなければならない。レビューにおいて、TP が SJAC 9104-3 に記載されている要求事項を満たしていないと判断された場合、TPAB は TP に不承認の理由を通知しなければならない。</p>	<p>以下を追加する。 日本国内においては、OASIS データベースへの入力は JAQG 事務局により実施されるため、TPAB は TP 承認後、適切なデータを JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者に通知しなければならない。</p>
10	12.6	<p>データ入力は、登録された OASIS データベース管理者が行わなければならない。この管理者は、認証組織内部の要員とすることも、セクター管理委員会(SMS)が決定した外部機関[例えば、認証機関(CB)]の要員とすることも可能である。</p>	<p>以下を追加する。 日本国内においては、組織の OASIS データベース管理者が権限をもつ箇所を除き、データの入力は JAQG 事務局の IAQG-OASIS データベース管理者が担当する。</p>
11	15.2	<p>セクター管理委員会(SMS)の構成 a) 各セクター管理委員会(SMS)の構成は、各セクターの現地/国の状況に基づき、認定機関(AB)、認証機関(CB)、審査員資格証明機関(AAB)、研修提供者承認機関(TPAB)、認証機関管理委員会(CBMC)組織、監督官庁及び IAQG セクターメンバー会社(すなわちすなわち、AAQG, APAQG, EAQG)の代表者で構成することができる。</p>	<p>以下を追加する。 日本国内ではセクター管理委員会(SMS)は航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)であるが、JRMCの構成は以下とする。 JRMC は IAQG メンバー会社であり、且つ JAQG 幹事会メンバー会社に所属する、JAQG 幹事会によって指名されたメンバー(3名以上)で構成され、JAQG に事務局を置く。 各メンバーは JRMC の議決にあたり投票権を有する。 JRMC は、JIS Q 9100 の認証制度の見直しや問題点の審議等に際し、関係する認定機関、品質マネジメントシステム認証機関、審査員認証機関、研修提供者承認機関、研修提供者及び監督官庁等のステークホルダーに JRMC(拡大)会議への出席を求めることができる。この場合、関係機関の出席者は、いずれも助言を与える立場で出席し、投票権はもたない。</p>

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
12	附属書 C		以下を追加する。 IAQG-OASISデータベース管理者の連絡先を以下に示す。 〒 107-0052 東京都港区赤坂1丁目1-14 NOF 溜池ビル 2F 一般社団法人 日本航空宇宙工業会 JAQG 事務局 E-mail:jaqg@sjac.or.jp

SJAC9104-2 補足規定

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・9104 ・9111 ・9121 ・ISO/IEC ガイド 61 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 61 : 1996 ・ISO/IEC ガイド 62 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62 : 1996 	<p>それぞれ以下に置き換え、または削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9104 → 9104-1 ・9111 → 削除 ・9121 → 削除 ・ISO/IEC ガイド 61 → ISO/IEC 17011 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 61 : 1996 → 削除 ・ISO/IEC ガイド 62 → ISO/IEC 17021 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62 : 1996 → 削除
2	3.13	<p>セクター管理委員会(SMS: Sector Management Structure)</p> <p>‘セクター管理委員会 (SMS)’とは、9104に基づいてセクター審査登録基準の適用を管理する、セクター内に設置された組織である。各セクターは、この組織に別の名称を使用してもよい(米国及びアジア/パシフィックの Registrar Management Committee, AECMA (ASD) 内の Certification Body Management Committee 等)</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内におけるセクター管理委員会(SMS: Sector Management Structure)は、航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC: Japan Registration Management Committee)である。また、日本国内において CBMC は存在しない。</p>

SJAC9104-3 補足規定

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
1	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・9104 ・9111 ・9121 ・ISO/IEC ガイド 62 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62 : 1996 	<p>それぞれ以下に置き換え、または削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9104 → 9104-1 ・9111 → 削除 ・9121 → 削除 ・ISO/IEC ガイド 62 → ISO/IEC 17021 ・IAF Guidance on the Application of ISO/IEC Guide 62 : 1996 → 削除
2	3.14	<p>セクター管理委員会(SMS:Sector Management Structure) ‘セクター管理委員会 (SMS)’とは、9104に基づいてセクター審査登録基準の適用を管理する、セクター内に設置された組織である。各セクターは、この組織に別の名称を使用してもよい(米国及びアジア/パシフィックの Registrar Management Committee, AECMA (ASD) 内の Certification Body Management Committee 等)</p>	<p>以下を追加する。</p> <p>日本国内におけるセクター管理委員会(SMS:Sector Management Structure)は、航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC:Japan Registration Management Committee)である。また、日本国内において CBMC は存在しない。</p>
3	3.16	<p>実務経験:(Work Experience) 航空宇宙産業における実務経験とは、機体製造業者、主要な供給者、装備品供給者及び/又は、NAA, ESA/NASA/CSA, 国防省(MoD)等の民間、軍事又は宇宙関連組織において航空宇宙産業のエンジニアリング、設計、製造、品質管理又は生産技術に直接関与した常勤の実務経験を意味する。実務経験は、次の航空宇宙産業特有の要素に直接関与していたか、及び/又は知識を有していなければならない。航空宇宙産業における品質の考え方、法規制及び/又は軍の航空宇宙要求事項及び規則集 (EASA/FAR21:AQAP), 初回製品検査 (FAI), 航空宇宙耐空性及び安全要求事項, 航空宇宙製品のトレーサビリティ要求, 航空宇宙下請負契約者の承認及び管理, キー特性管理, 品質要求事項展開, 異物残留 (FOD) 防止プログラム要求, 顧客支給品の管理, 監視機器及び測定機器の校正管理, スタンプ管理, 不適合品の管理, 抜き取り検査要求/統計手法, 特殊工程管理, 形態管理/要求事項管理, 生産技術, 治工具管理, 設計・開発の検証及び妥当性確認。 整備向けの追加事項の実務経験には EASA/FAR 145/147 及びEASA part M, リターントウサービス, 飛行試験, 飛行前機能点検, 重量及びバランス, 翼面の歩行又は航空機の並べ方についての整備規則の直接的な経験及び/又は知識を含まなければならない。</p>	<p>以下を追加する。(Resolution Log No.65 の反映)</p> <p>審査員資格申請者の業務経験を考慮する際、常勤の契約雇用による業務を含めてよい。経験の適用を考慮する際は契約業務が当該期間中一つの組織において常勤であったことを確認されなければならない。同期間中に複数の組織との契約(委任)による契約者としての常勤の業務は審査員資格の目的として常勤の業務経験として考慮してはならない。加えて、業務は組織の種類と業務の機能を含め9104-1 及び 9104-3 の他の要求事項に合致しなければならない。</p>

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
4	5.4 表1 審査員認定	当該国で認知された審査員資格証明機関(AAB)により認証されているか、教育・訓練、実務経験及び審査経験が JIS Q19011:2003 7.4 項に適合する QMS 審査員	「JIS Q19011:2003 7.4 項」を以下の様に置き換える。 「JIS Q 19011:2003 7.4 項または JIS Q 19011:2012 7 項」
5	5.4 表1 審査経験	過去3年以内に計20日、4回以上の QMS 又は AQMS (9100) 審査の実行 第2者審査、第3者審査のみを認める。	以下のように置き換える。(Resolution Log No.66 の反映) 過去3年間に QMS(ISO9001) 規格または AQMS(9100)の全要素をカバーした第二者もしくは第三者審査に少なくとも4回かつ最低20日間参加していること。 全要素を含む確認審査とは、以下のように解釈する。 組織審査の経験あるいはその証拠として使用される、審査及び関連する審査記録は、規格の全ての箇条及びサブ箇条の有効な審査を含み、実証するものであること。審査記録に示される審査の範囲においていくつかの箇条あるいはサブ箇条(ISO 9001 or the AQMS の箇条7において)の適用除外が許容されている場合は、さらなる審査記録あるいは立会評価記録が認証規格の全ての箇条及びサブ箇条について直接的な評価の経験を実証することが求められる。審査経験に関する4回の全要素の審査要求達成において4回のうち2回は7.3章(設計)を適用除外であってもよい。
6	5.4 表1及び表2 審査員評価	2回の全要素を含む確認審査*への合格参加	以下を追加する。(Resolution Log No.66 の反映) 全要素を含む確認審査とは、以下のように解釈する。 組織審査の経験あるいはその証拠として使用される、審査及び関連する審査記録は、規格の全ての箇条及びサブ箇条の有効な審査を含み、実証するものであること。審査記録に示される審査の範囲においていくつかの箇条あるいはサブ箇条(ISO 9001 or the AQMS の箇条7において)の適用除外が許容されている場合は、さらなる審査記録あるいは立会評価記録が認証規格の全ての箇条及びサブ箇条について直接的な評価の経験を実証することが求められる。 注:日本国内においては9104-3改定版発行まで航空宇宙産業経験専門研修コースは許容しない。

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
7	5.4 表 2 審査経験	直近 3 年間で計 20 日, 4 回以上の完全な AQMS 審査 (9100/9110) 審査の実施 第 2 者審査, 第 3 者審査のみを認める。	<p>以下のように置き換える。(Resolution Log No.66 の反映)</p> <p>過去 3 年間に AQMS (9100/9110) の全要素をカバーした第三者もしくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。 全要素を含む確認審査とは, 以下のように解釈する。</p> <p>組織審査の経験あるいはその証拠として使用される, 審査及び関連する審査記録は, 規格の全ての箇条及びサブ箇条の有効な審査を含み, 実証するものであること。審査記録に示される審査の範囲においていくつかの箇条あるいはサブ箇条 (ISO 9001 or the AQMS の箇条7において) の適用除外が許容されている場合は, さらなる審査記録あるいは立会評価記録が認証規格の全ての箇条及びサブ箇条について直接的な評価の経験を実証することが求められる。審査経験に関する 4 回の全要素の審査要求達成において 4 回のうち 2 回は 7.3 章 (設計) を適用除外であってもよい。</p> <p>注: 日本国内では 9110 の認証制度は運用されていない。</p>
8	6.0	研修コースの要求事項	Resolution Log No.57,78 及び 85 に基づき, 現行の研修コースに対する要求事項が 9104-3 と大きく異なるため, 9104-3 改定版が発行されるまで JRMC12-018 附属書 4 に基づく運用とする。
9	7.0 8.0 8.1 8.2	航空宇宙産業経験審査員	<p>以下のように置き換える (9104-1 10.3 b) による)</p> <p>航空宇宙産業経験審査員→AQMS 審査員</p> <p>注: AQMS 審査員とは, 航空宇宙産業経験審査員と航空宇宙審査員をいう。</p>
10	7.0 8.1	注記: セクターは, AQMS 航空宇宙産業経験審査員の資格証明だけでなく審査員の資格証明にもこの章を適用してよい。	注記は適用しない。

NO.	項目番号	本文規定	補足規定
11	5.4 8.1	<p>5.4 審査員は、IAQG ICOP によって認知された審査を行う前に表-1, 表-2 で示される要求事項に審査員が適合していることを実証しなければならない</p> <p>8.1 航空宇宙産業経験審査員は資格を維持するために3年間に最低4回の該当する航空宇宙マネジメントシステムの審査に参加しなければならない。</p>	<p>以下を追加する。(Resolution Log No.91 の反映)</p> <p>審査員の維持(更新)に関する 9104-3 8.1 項について: 審査員資格の維持(更新)のために提出される個々の審査実績について要求されている”参加”は、審査員あるいはチームリーダーとして審査チームの一部として直接的に審査に参加することを意味しており、提出された審査実績には申請者がオブザーバー、訓練中の審査員あるいは監査員、立会審査員、オーバーサイト立会審査員、認証機関に対する立会審査員あるいは類似の審査員であった審査実績は含まれない。</p> <p>「航空宇宙審査」とは AQMS(即ち 9100, 9110, 9120)に対し実施された審査に限定されなければならない。</p> <p>審査経験に関する初回審査員資格承認に関する 9104-3 5.4 項の表 1 及び表 2 について: 初回審査員資格承認に関する申請には申請者が審査員あるいはチームリーダーとして審査チームの一部として直接的に審査に参加していることを含まなければならない。また、提出された審査実績には申請者がオブザーバー、訓練中の審査員あるいは監査員、立会審査員、オーバーサイト立会審査員、認証機関に対する立会審査員あるいは類似の審査員であった審査実績を含めてはならない。</p>
12	8.2	<p>注記:セクターは、AQMS 航空宇宙産業経験審査員資格証明の更新だけでなく審査員資格証明の更新にもこの章を適用してよい。</p>	<p>注記は適用しない。</p>
13	附属書 A		<p>適用しない。</p>

SJAC9104-1 適用に伴う航空宇宙審査員及び航空宇宙
産業経験審査員向けIAQG認可基礎研修コース
の要求事項

目次

1.	適用範囲	3
2.	引用規格及び関連文書	3
3.	用語の定義	4
4.	研修コースの要求事項	4
4.1	一般	4
4.2	管理手順	4
4.3	記録	5
4.4	マネジメントレビュー	5
4.5	講師の管理	6
4.6	施設	7
4.7	変更	7
4.8	苦情及び異議申し立て	8
4.9	基礎研修コースの提供のための要求事項	8
4.10	研修生の評価	10
4.11	証明書	11
5.	本文書の責任	12

1. 適用範囲

この文書は、SJAC9104-1適用に伴うJIS Q 9100 航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員向け研修コースを提供する研修提供者に適用される。

1.1 目的

この文書は、SJAC9104-1適用に伴い、SJAC9104-3 6.0 研修コースの要求事項について現在運用されているIAQG認可研修コースとの整合を図るため規定したものである。

2. 引用規格及び関連文書

この文書に引用される規格及び関連文書を以下に示す。引用規格は、この文書に引用されることによってこの文書の一部を構成する。

2.1 引用規格

JIS Q 9100:2009 品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項

JIS Q 9001(ISO 9001:2000),
JIS Q 9001(ISO 9001:2008) 品質マネジメントシステム—要求事項

2.2 関連文書

SJAC9101 品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項

SJAC9104-1 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項

SJAC9104-3 航空宇宙審査員の力量及び研修コースに関する要求事項

IAQG ICOP Resolutions Log (注1)

注1: IAQG ICOP Resolutions Log は、OASIS のHP

(<https://www.sae.org/iaqgdb/oasishelp/IAQResolutionLog.xls>)

より入手可能。

3. 用語の定義

用語の定義は以下を除き、SJAC9104-3 による。

IAQG 認可研修コース開発者

IAQG 認可基礎研修コースの開発担当組織

4. 研修コースの要求事項

4.1 一般

研修コースを提供する研修提供者は、研修コース提供に先立ち、JRMC が承認した研修提供者承認機関の要求事項に従って、研修提供者承認機関より IAQG 認可基礎研修コースの研修提供者として承認を得ておかなければならない。

また、研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG が承認した基礎研修コースの教材及び評価方法を使用しなければならない。

4.2 管理手順

研修提供者は、基礎研修コースを提供するため次の項目について手順書を作成し維持しなければならない。

- a) 教材及びカリキュラムの管理；
- b) 研修コースの提供；
- c) 要求がある場合、研修生の必須知識の検証；
- d) IAQG 認可研修コース開発者が提供する研修コースの管理、及び該当する場合、この文書の要求事項に合致していることを確実にするための日本国外で実施する研修コース及び日本語以外で実施する研修コースの管理；
- e) 研修コースの宣伝広告；
- f) 研修コース教材及び研修コースの管理のための文書管理システム
- g) 講師の教育・訓練プログラム；
- h) マネジメントレビュー
- i) IAQG 認可研修コース開発者へのデータ提出を含む、個々の研修生及び研修コースごとの必要な記録；
- j) 試験問題のセキュリティ及び機密保持を含む、試験、再試験の実施及び運用方法；
- k) 講師の評価に使用する評価方法；
- l) 研修コース内容に関する IAQG 認可研修コース開発者との調整及び重大な変更についての研修提供者承認機関への届出；
- m) 苦情及び異議申し立て

4.3 記録

4.3.1 研修提供者は、基礎研修コースの提供がこの文書の要求事項に合致していることを証明する記録を維持しなければならない。

- a) 記録は、研修提供者承認機関および JRMC が閲覧及び利用可能であること。
注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意の範囲内とする。
- b) 該当する場合、研修に関する記録は、研修提供者がこの文書に基づく研修コース提供の業務を停止した場合でも、無償で研修提供者承認機関および JRMC が閲覧及び入手可能であること。
注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意の範囲内とする。
- c) 記録は原則として日本語を使用すること。他言語の場合は事前に研修提供者承認機関の承認を得るか日本語の翻訳記録を作成すること。
注：IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、他言語で作成された記録の翻訳は不要。

4.3.2 記録は、研修提供者承認機関が閲覧及び利用可能である媒体(紙、電子ファイル等)を使用しなければならない。

4.3.3 受講者に関する記録(該当する場合、継続的評価結果や受講証明書を含む)は5年以上保管すること。

4.3.4 基礎研修コースの記録には、該当する場合、次の事項を含まなければならない。

- a) 開催場所、日付、実施日程表(時間割)
- b) 講師、見習い講師及びオブザーバーの氏名及び分担した役割の概要
- c) 使用した研修コースの文書
- d) 全研修生の氏名
- e) 個人別の試験結果及び継続的評価結果
- f) 研修生に対する合格者の割合
- g) 再試験を受けた研修生の名前及び再試験結果
- h) IAQG が発行した合格証明書及び研修機関が発行した証明書の識別番号

4.4 マネジメントレビュー

研修提供者の経営者は、品質マネジメントシステムが有効であり、SJAC9010、この文書及び研修提供者承認機関の要求事項に適合していることを確認するため、少なくとも年に1回は品質マネジメントシステムをレビューしなければならない。レビューには、該当する場合、次の事項を含むこと。

- a) 前回のマネジメントレビュー会議の処置
- b) 研修提供者承認機関のサーベランス結果に関する処置

- c) 研修提供者及び研修コースの管理手順
- d) 研修コースの提供内容
- e) 講師の力量及び今後の教育・訓練/継続的専門的能力開発 (CPD) の必要性
- f) 苦情及び異議申し立て
- g) 研修生からのフィードバックの分析及び合格/不合格率
- h) IAQG 認可研修コース開発者へのフィードバックの結果

研修提供者は、レビュー記録を作成し、3年間以上保管すること。

4.5 講師の管理

4.5.1 講師の力量

講師は、次の力量を有しなければならない。

- a) 講師を行う研修コースの内容について審査マネジメントシステムの原理及び訓練に精通した経験を持っている。
- b) 適切な審査知識の修得及び審査スキルの開発を促進できる力量がある。
- c) 教える力量及び現行の研修コースの教材及び文書に精通している。
- d) 現行の審査訓練の知識及び関連規格について知識がある。
- e) IAQG 認可研修コース開発者による講師用研修コースを修了している。

注記：講師用研修コースの受講条件として、事前に IAQG によって認知された研修提供者による基礎研修コースを合格修了していることが求められる。

4.5.2 講師の力量の確認

研修提供者は、講師が研修コースを担当する前に、講師が 4.5.1 項に規定する力量を有していることを確認しなければならない。また、これには次の事項を含むこと。

- a) 訓練された講師の監督の下で、少なくとも 1 回は該当の研修コースに講師として研修に参加する。
- b) 研修コースを実施及び管理している研修提供者により監視されている。
- c) IAQG 認可研修コース開発者による講師用研修コース終了後に IAQG 認可研修コース開発者より入手したフィードバックに基づき、必要な処置がとられている。

4.5.3 講師の審査経験

研修コースを担当する講師は、国際的に認知された(例えば、IPC に参加している)審査員認証機関によって QMS 主任審査員として承認されているか、あるいは JIS Q 9001 (ISO 9001:2000) もしくは JIS Q 9001 (ISO 9001:2008) 規格の全要素をカバーした第三者審査又は第三者審査の審査チームに審査リーダーとして参加した経験を根拠とした審査力量を有していなければならない。

4.5.4 講師の実務経験

各研修コースを担当する講師の一人は、航空宇宙産業における産業実務経験を有しなければならない。この産業実務経験は、機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構（旧宇宙開発事業団を含む）において4年以上常勤として、航空宇宙産業の設計、製造、品質管理又は生産技術に直接関与していること。（この4年は、直近の10年以内であること。）産業実務経験はSJAC9010の7.2.1項に定める品質マネジメントシステムの要素に直接関与していたか、又は知識を有していなければならない。

注 意

講師が産業実務経験を有する講師（過去、他の研修提供者に承認された経験も含む）として研修提供者に承認された後、上記の要求事項を満たせなくなった場合、研修提供者による講師の力量維持の確認を条件に産業実務経験を有する講師として継続することができる。この例としては講師の航空宇宙における産業実務経験が11年以上前となった場合が該当する。尚、航空宇宙産業経験審査員資格を継続して保有する場合は、この条件を満たすとみなされる。

4.5.5 講師の力量維持及びレビュー

研修提供者は、全ての講師が研修提供者の力量要求に合致し十分満足できる遂行能力を維持することを確実にする文書化された手順を有しなければならない。

これらの手順は、各々の講師の遂行能力について年1回以上レビューすることを含むこと。

研修提供者は、レビュー記録を保管すること。

基礎研修コースの実績がない場合（例えば、研修提供者が初めて基礎研修コースを提供する場合など）、研修提供者は、初回の基礎研修コース開催前に講師の力量を確認したことを示す証拠書類を持っていないなければならない。

但し、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG 認可研修コース開発者の講師を使用する場合を除く。

4.6 施設

研修提供者は、適切な研修施設を準備しなければならない。その施設には、教室、視聴覚、その他の訓練用器材及びチーム活動のために必要な施設が含まれる。

また、セキュリティ対応も含め、電子式研修及び試験を公正に実施するための必要な施設及び器材を準備しなければならない。

4.7 変更

研修提供者は、住所変更又は組織構成又は IAQG 認可研修コース開発者から提供される基礎研修コースに関する変更を含む、サービス提供に関する全ての重要な変更点に関して、研修提供者承認機関に通知しなければならない。変更の内容によっては、研修提供者承認機関は、研修提供者の管理方法に

ついて再承認を要求してもよい。

4.8 苦情及び異議申し立て

4.8.1 研修提供者は、苦情及び異議申し立ての取扱いについて、文書化した手順を備えていなければならない。その手順には、苦情又は異議申し立ての原因分析の結果から導かれた是正及び/又は予防措置を必要に応じて取ることを含めなければならない。

苦情及び異議申し立ての解決が自機関の対応では解決出来ない場合は、研修提供者承認機関が関与すること、及び IAQG 認可基礎研修コースの教材及び評価方法に関する苦情及び異議申し立てについては JRMC を通じ IAQG に上告することをこの手順の中に含めること。

4.8.2 研修提供者は、研修生全員に、苦情又は異議申し立てを行なう権利があることを研修コースの開始時に通知しなければならない。要求がある場合、苦情又は異議申し立ての詳細手続を文書で提供しなければならない。

4.8.3 研修提供者は、苦情主及び異議申し立て主に、苦情又は異議申し立ての結果と、その結果に対して研修提供者承認機関又は（IAQG 認可基礎研修コースの教材及び評価方法に関する場合は）JRMC へ上告する権利があることを、文書で通知しなければならない。

4.8.4 研修提供者は、すべての苦情及び異議申し立ての記録、及びそれらについての研修提供者の決定の結果の記録（IAQG からの回答結果を含む）を維持しなければならない。

4.9 基礎研修コース提供のための要求事項

4.9.1 研修生の受講資格

4.9.1.1 研修提供者は、この文書に基づき研修提供者が設定した前提条件に研修生が合致していることを研修前に検証しなければならない。

4.9.1.2 研修提供者は、研修コースに正規の研修生の妨げにならない範囲で前提条件に合致しない研修生を受け入れてもよい。研修提供者は、前提条件に合致しない研修生を証明書の発行を除いて研修生と同等に取扱うこと。

4.9.2 e-learning 研修

4.9.2.1 研修生は、4.9.3 項の対面研修への参加に先立ち、IAQG 認可研修コース開発者が提供する JIS Q 9100:2009 版に関する e-learning 研修を修了しなければならない。

4.9.2.2 研修提供者は、4.9.3 項の対面研修に先立ち、研修生が e-learning 研修を修了していることを確認しなければならない。研修提供者は、e-learning 研修の未修了者を対面研修に参加させてはならない。

4.9.3 対面式研修

4.9.3.1 対面式研修のクラスの規模、出席

研修生の数は、1 クラス当り 8 名以上 12 名以下でなければならない。前提条件に合致しない研修生(4.9.1.2 項参照)がいる場合はこの数も含むものとする。

4.9.3.2 対面式研修の教材

研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、IAQG 認可研修コース開発者が提供する教材を使用しなければならない。

尚、当該教材への追加や削除は認められない。

4.9.4 期間と構成

基礎研修コースは IAQG 認可研修コース開発者が提供する研修日程に基づき、連続する日に実施するものとし、連続しない基礎研修コースを実施する場合は研修提供者承認機関による事前承認が必要である。通訳を通じて基礎研修コースを提供する場合、計画された基礎研修コースを成功裡に終了するために必要とする時間を加えてもよい。

4.9.5 基礎研修コース提供は二人以上の講師により行われ、講師は基礎研修コースの全期間中活発に関与し指示と評価を行わなければならない。追加の講師又は訓練中の講師を特定の項目または活動に使ってもよい。しかし、基礎研修コース提供に対して全般にわたり責任がある講師を一人置くこと。特定の活動(例えば、簡単なクイズ又はチェックリスト作成)で、指導も評価も必要がなく、かつ、説明、又は助言のために講師がその場にいる必要のない場合であっても、最低一人の講師がその場にいなければならない。又、試験が正しく行われることを保証するため、試験の行われている間、講師はその場にいなければならない。

4.9.6 講師は、時間割、コース内容、規格の要求事項、講師の指導の仕方、及びその他のコース要求事項への配慮を含め、コースを効果的に運営管理しなければならない。

4.9.7 研修で使用する規格類の準備

- a) 研修生は、JIS Q 9100:2009, SJAC9101 (D) 及び 9100 FAQ, 9101 FAQ を各々所持すること。
- b) 研修提供者は、JIS Q 9100:2009 及び SJAC9101 (D) をテキストの一部として供給するか、基礎研修コース受講に際し各研修生に持参させること。

- c) 研修提供者は、JIS Q 9100:2009 及び SJAC9101 (D) を所有していない研修生に貸すことができるようにしなければならない。
- d) 研修提供者は、IAQG の HP (<http://www.sae.org/iaqg/projects/9101faq.pdf>) より 9100:2009 および 9101 (D) の FAQ (英文) を入手し、研修生に配布しなければならない。尚、参考として航空宇宙品質センターが提供する和訳版 (<http://www.sjac.or.jp/jaqq/index.html> より入手可能) を英文版とともに配布してもよい。
- e) 研修提供者は、その他 IAQG 認可研修コース開発者が指定する規格類を準備しなければならない。

4.10 研修生の評価

研修生は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する評価システムにより知識と応用の 2 つの分野で評価される。知識分野はオンライン試験により評価され、応用分野はオンライン試験、面接試験、ケーススタディ成果物 9101 報告書の評価、及び研修期間を通した講師による継続した観察評価の組合せにより評価される。基礎研修コースを合格するためには、知識分野及び応用分野それぞれで 80%以上の評価を得る必要がある。

単に基礎研修コースの受講を希望する研修生の場合は、これらの評価を省略してもよい。(4.9.1.2 項及び 4.11.2 項参照)

4.10.1 試験 (再試験：4.10.4 項を含む)

試験には、オンライン試験と面接試験がある。知識分野及び応用分野におけるオンライン試験は、IAQG 認可研修コース開発者が提供するオンライン試験を使用して行われる。研修提供者は研修生が公正に受験できるように PC 等の必要な環境を準備しなければならない。

研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示によりオンライン試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

オンライン試験が正しく行われることを保証するため、オンライン試験の行われている間、少なくとも一名の講師又は研修提供者の事務局はその場にいないなければならない。面接試験は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する試験問題を使用して行われる。面接試験は一人の研修生に対して二人の評価者(講師)による面接方式で行われる。研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示により面接試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

面接試験は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する試験問題を使用して行われる。面接試験は一人の研修生に対して二人の評価者(講師)による面接方式で行われる。研修生は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意に基づき、研修提供者の指示により面接試験中に使用することを許可される資料を参照することができる。

4.10.2 継続した観察評価

講師は、各々の研修生について基礎研修コース期間中の継続した観察評価として IAQG 認可研修コース開発者が提供する継続的観察評価チェックリストに評価結果の記録を残さなければ

ばならない。

4.10.3 評価結果の通知

研修生の評価結果は、IAQG 認可研修コース開発者が提供する評価システムにより、各研修生に直接通知される。研修提供者は、IAQG 認可研修コース開発者との契約または合意により IAQG 認可研修コース開発者から、あるいは研修生との事前の合意により研修生から結果を入手することができる。参考：結果は、研修終了後、10 労働日以内に通知される。尚、合格者は、IAQG 認可研修コース開発者を通じて固有識別番号が付与された合格証を IAQG より授与される。

4.10.4 再研修及び再試験

4.10.4.1 オンライン知識試験が不合格となった研修生は、再試験を受けることができる。再試験の最低合格点は 80% である。基礎研修コースの最終日から再試験受験までの期限は定めない。

4.10.4.2 オンライン知識試験に合格したが、応用分野の評価結果が不合格となった研修生は、応用分野の評価結果の点数に応じて研修提供者に以下を申し出ることができる。

a) 応用分野の評価結果の点が 60%～79% の場合

IAQG 認可研修コース開発者が提供する応用分野再試験を受験する。

参考：応用分野再試験の最低合格点は 80% である。

尚、応用分野再試験は 2 回まで受験可能である。2 回目の受験で合格点に満たない場合は、再度、全基礎研修コース(対面式研修)を受講しなければならない。基礎研修コースの最終日から再試験受験までの期限は定めない。

また、研修生は、再試験を受験する代わりに新たに全基礎研修コース(対面式研修)の受講を選択することができる。

b) 応用分野の評価結果の点が 60% 未満の場合

再度、全基礎研修コース(対面式研修)を受講しなければならない。

4.11 証明書

4.11.1 研修提供者は、本文書に基づく基礎研修コースを合格修了した研修生に修了証明書を発行しなければならない。

修了証明書は、次の事項を満たさなければならない。

- a) 研修提供者承認機関が承認した基礎研修コースであることを表記する。
- b) 該当する場合、研修提供者承認機関のロゴマークを表記する。
- c) 証明書には IAQG が発行した合格証の識別番号を表記する。
- d) 必要に応じ研修提供者が定める識別番号を表記してもよい。
- e) 研修提供者承認機関に登録している通り、基礎研修コースの名称を表記する。
- f) 基礎研修コース名、基礎研修コース番号（もし、あれば）及び基礎研修コース実施日

により基礎研修コースを特定する。

- g) 研修生の氏名を記載する。
- h) すべての情報は証明書の片面に印刷する。

4.11.2 研修提供者は、単に基礎研修コースの受講を希望する研修生の場合で、試験及び観察評価を受けなかった研修生に参加証明書を発行してもよい。参加証明書の表現は、当該研修生が単に基礎研修コースに参加・出席したということが明確に判るようにしなければならない。

また、参加証明書には研修提供者承認機関のロゴマークを付けてはならない。

4.11.3 研修提供者は、参加証明書が、審査員認証機関には受理されないことを、交付と同時に文書で研修生に知らせなければならない。

4.11.4 修了証明書及び参加証明書のデザインと内容及びそれらのいかなる変更については研修提供者承認機関によって承認されなければならない。

5. 本文書の責任

5.1 JRMC は、この文書の管理、見直し、承認及び実施の責任を持つ。

5.2 この文書の適用又は実施に関するすべての問題について JRMC に照会することができる。

JRMC は、当該問題の解決に当たり、IAQG の他のセクターと調整を要する事項がある場合は、JRMC による決議の前に IAQG OPMT と調整を実施する。

この規格に関する問題の結論は、JRMC により決定されるが、IAQG OPMT との調整事項は、IAQG OPMT による決定が最終となる。